

中央環境審議会大気・騒音振動部会有害大気汚染物質健康リスク評価等専門委員会
「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第十一次報告案）」（トリクロロエチレンに係る健康リスク評価について）に
対する意見募集（パブリックコメント）の結果について

1. 概要

- (1) 意見募集期間：平成30年7月6日（金）～平成30年8月5日（日）
- (2) 告知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、環境省ホームページ及び報道発表
- (3) 意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム、郵送、ファックス、電子メールのいずれか

2. 御意見の提出数

地方公共団体	1 通
事業者団体・民間事業者関係	0 通
個人・その他	2 通
合計	3 通

（事務局で整理した意見数は3件。うちパブリックコメント対象外の御意見は1件。）

3. 御意見に対する考え方

いただいた御意見に対する考え方は別添のとおりです。

(別添) いただいた御意見とそれに対する考え方

No.	報告(案)の該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	p. 56及び p. 73関連	<p>報告案(56ページ)では「事業所周辺における住民への曝露に留意する必要がある。」とありますので、排出抑制対策を一層進める必要があると考えます。</p> <p>また、報告案(73ページ)では「国・地方公共団体・事業者等におけるトリクロロエチレンの排出抑制対策や国民への情報周知等の取組が一層進展することを期待したい。」とあり国に対しても対策が期待されています。</p> <p>以上のことを踏まえ、国の役割として排出抑制対策(規制強化、補助金制度の創設、代替技術の開発など)を積極的に推進していただきたいと考えます。</p>	<p>本専門委員会としては、報告案p. 73に記載しているとおりの、「国・地方公共団体・事業者等におけるトリクロロエチレンの排出抑制対策や国民への情報周知等の取組が一層進展すること」が重要と考えます。</p>
2	全般	<p>トリクロロエチレンについて、平成26年6月にIARCの発がん分類がグループ2Aからグループ1に見直されたことを受けて、トリクロロエチレンによるヒトの健康影響に関する科学的知見の情報収集・整理、文献レビューとその検討が行われ、それに基づきトリクロロエチレンの大気環境基準の再評価が実施されたことは評価できる。</p> <p>また再評価にあたって、一般的な濃度反応関係は明らかではないが、定性的関連性があると考えられる知見がある場合に、不確実係数を強化して評価値を定めることは、予防的取組方法の考え方にも適うものであって適当である。</p> <p>したがって、今回のトリクロロエチレンの大気環境基準を</p>	<p>御賛同意見として承ります。</p> <p>トリクロロエチレンの発生影響や生殖器系への影響については、本専門委員会報告案p. 64に記載しているとおりの、「今後も留意すべき影響である」と認識しており、引き続き、国内外の政府・国際機関におけるリスク評価の実施状況等も参考にしつつ、科学的知見の集積に努めることが重要と考えます。</p>

	<p>0.13mg/m³に改定することに賛成である。ただし、今回の報告書にもあるように、人での発生影響や生殖器系への影響については、米国EPAでは認められており、日本でも、次世代への影響に対する対応策を含め、引き続き検討が行われるべきである。</p>	
--	--	--